		E	]		
		木	叮 村 名		昭和
	牝			檢	
	牡			查頭	年
	計			數	
	牝		毘	出	月犢生
AND THE PROPERTY OF THE PROPER	牡		常等		生產檢查成
MANAGEMENT AND	計	1	数	現	績報
	牝	ŧ	員		告ノー
	牡	-		數	
CONTRACTOR DESCRIPTION OF THE PERSON OF THE	計	4	敳		
		ħ	商		
		73	更		
			,		

第 千 八 +

昭和十四年十一月十七日

金 矅 本書ノ大キサ國定規格45判

號

日

令

昭和十四年十一月十七日昭和十年八月鳥取縣令第三十四號因伯牛犢生產檢查規則中左ノ◆鳥取縣令第四十二號

通改正ス

見

喬

雄

鳥取縣知事

第一號樣式 犢 台 帳 ノ末尾ニ左ノ備考ヲ加フ

第三號樣式ヲ左ノ通リ改ム 備考 犢台帳ノ摘要欄ニン ハ檢查年月日犢登記證明書並血統證明書交付年月日ヲ記入スルコト

(第三種郵便物認可)

鳥取縣公報

火金曜日發行

(休日ニ當ル

第一千八十二 號昭和拾四年十一月十七日

月
+-
-Ŀ
В
_
$\sim$
鄉
Ξ
種
郵
便
物
22
μŢ
$\sim$

備考 備同考 備考 種牡牛名 種牡牛名 同 計 計 計 摘損 上が機工 上 異常特徴欄 摘要欄ニハ 牝 檢查頭數 牝 檢 牡 Ξ ハ異毛色ノ出現數ヲ種類別ニ記入スル 第千八十二號 其他ノ 查 ハ豚尻 計 異毛色(赤毛) 面旋缺 面旋 牡 産犢成績ノ槪評ヲ記入スルコ豚尻 株骨 沈骨ヲ記入スル 其ノ他ノ白斑 ヲ記入スルコト 師 箇以上 損徴ノ 削削 頭 異 計 出現數ヲ名稱別ニ記入ス 除除 昭和十四年十 數 一肩旋 執背 簾毛)全身刺毛(顔面/モノヲ含ム) 恥骨部白斑|筒以上||肩旋背旋缺||白舌(赤舌ヲ含ム)||接舌( 鳥取縣知事 月輪並痣ノ 豚 常 旋 損 尻 白舌 口接 中接 異毛 株 大ナルモ 左 骨 通改正 n 副 沈 徵 ノ及數多キモ コ 骨 > ス 計 計 徵 `見 摘 (著明ナル 摘 喬 接舌(口、 糊口及鰻線) 乳房部白斑 要 要 雄

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣公報

第千八十二號

「叉ハ

第十九條若ハ第二十一條ノ申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ

(第三種郵便物認可)

夕

w

者」ヲ削

w

昭和十年一月鳥取縣令第二號自轉車取締規則中左ノ通改正ス◆鳥取縣令第四十五號

日ヨリ之ヲ施行ス

雄

鳥取縣知事

様式第一號ヲ左ノ通改ム 面

票證查検苗桑

質 模造紙

長 紙

附

(一五〇封度內外)

Æ.

市郡入市郡村町者村町

氏住生生品 名所產産種名

昭和十四年十一月十七日本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行スを具取縣令第四十六號を見取縣令第四十六號則を行みをしているのである。

別記様

文字ハ

一字ノ長サ並ニ幅各十五粍以上ト何 市 何

シ黑地ニ白色ヲ以テ明記スペシ村

名

第十五條

様 式 中第十五條第一項ノ次ニ 「 日轉車ノ所有者ハ自輔

4ハ自轉車ノ後部 鳥取縣知事

リ明記スペシ 但シ商品白料車ノ後部泥除泥除ナキト

ロシ筋みのは 一但シ商品自轉車ニな ロシリナキトキハ車に

在リ

リラハ此ノ限リニ在ラボノ賭易キ箇所ニ自己ノ住所

細見 則

行

造

建

築 統 制 制 制

規

則 副

章 物

喬

雄

昭和十四年十一月十七日

鳥 取

縣

公

報

第 千 八 十

二號

(第三種郵便物認可)

Ŧī.

三建 下 稱 造 ラ ) 建築地所轄警察署ヲ建築統制規則(以下 經由 レスベ r 稱 ろ 依 jν 申 請書又ハ届 書ハ木造建物 (以下單

00402

第二條 本令ニ依り 本令 ニ依り申請又ハ届出ヲ爲ス者未成年者 \* ベ其 届出ヲ 妻ナル ŀ 丰 トハ 其 1 其夫ガ 名稱、 禁治産 ナ ス ノ法定代理人

ヲ爲ス者法人 事 務 所 K 在 地 及代表者ノ 氏名ヲ記載 ヲ

要ス 建築主 建築地警察署管內 = 居住セザ 合ハ 居 住 N 建築工事管理者ヲ定メ 連署ス

項 規定 建築工事管理者ヲ變更 夕 jν 場 合 ۷, 建築主 連署 上 Ŧi. 8 以 M 出

建築 給ヲ受ク スチ 一付規 jv ッシュ 設備ヲナ 耐火木材、 **, サント** 鐵製換氣筒 ス 石綿 キ ス 强用鐵 [申請書 叉ハ セメ 薄銅銅 記 ン板 ス ベヲメ続 N 用 ラス、ワイ シ 又八電 氣 P ヲ ラ出 スス 水ノ供鋼製戶

八場合ニ於ラ第三條第二項ニ掲グ別記第二號樣式ニ依ル建築許可證 第三條乃至第六條ノ ル建築許可證印 申請ニ シテ支障ナ 7.物資中使用ロヲ押捺シテ ト認ム 建築主二交付 jν ۲ キ ス ハ 建築許可 副

ル物資ノ 法 數量又ハ使途ヲ

七條 規定 依 書 别 狺 舒 號樣式ニ

7 I + H 前 = 之ヲ ス べ シ 但 **≥**⁄ シア y ŀ 認ム jv ۲ キ 起工 期 Ħ 1 延期

第七條 ラル 查 證 . F シ テ 届 1 副 本 別記 四號樣式

該官廳ノ許成ル建築届 可 = 依 叉 い認可 受ケ 者 Ш | 竣功シ ス ル建ニ築 足ル 書 類ヲ 添付スペ 其 ノ 他 法

第八條 市 依 規 り 則 届附 出 第 為二項 Þ 规定 n 二依 エルの 夕 記 第 胩 一號樣式二依 ス遅滞ナ 7 **ル届出ヅベシ** 届出ッ ス ~

第九前 パヲ具シ併:可ヲ受ク 條 地建築 ヲ要ス 申請 物 ス ルルモ令 1 ŀ ヲ得 依 建リ物 ナ y N ト地フ キハ 其官 17 令 可 ニ叉ル ٠, ヲ受クベキ 申 八八認可・建物ニ 申請 v テ 書 規 二 則 規二 ル 則所 /建築ノ 事

届出 ヲ 要ス 建築物法令 N æ 1 二之ヲ準 用地 方 ス 1 可 認可 文 届 出 ヲ要 ス jν 建 物 **≥**⁄ 則

築ト Ш ラ爲 三ス ラ受ケ ٠, 於用 A 同ル 一届物 1 建 ヲ Ú 築 テニ 付市 本 令 街 = 依 地 以ソ工事竣造建築物法 功 = 又 依 ハ ッ 其 1 工 1 事 ヲ爲竣功

## 工章

要標 ゲ ズ 場工 別事記 ヲ 第取 且 五. 立建築ノニ統様式 許 = 可依 叉ル 查 市 地 印 建 ア築 ル 物 法 行 ヲ 置 第 該條

取

他 别 棟 各 總 代理人ノ氏名名稱及住所 建築主ノ氏名名稱及住所 鳥取縣知事 法令ノ適用ノ 鳥 用 取縣公報 昭和 途 數 有無 階 考 第千八十二號 年 數 松販賣取締規則臨時資金調整法、鐵鋼工作物築造許可規則鐵製品製造制限二臨時資金調整法、鐵鋼工作物築造許可規則鐵製品製造制限二 殿 月 棟 床 昭和十四年十一月十七日 階 日 總床面積 面 階 Ξ (第三種郵便物認可) 番地 番地 積 階 FD 即 計 電話に 電話 九 平 坪方 米 米 件、米 番

7		[		ì		A-6-		
1		用新途築	建	建	•	第一	本令ハ	必前要項
	+	用途變更新築又い	物	物		號樣式	ハ 公布	ナノ
	右關係圖	セン	,	,			- ノ 附	ル準備ニ
	書	トスル	用	位		新築	日 ヨ リ	備ヲ命
	相添っ	事由	途	置		(新築ノ分)	リ之ヲ	ゼ 建ラ 築
	届申				•		施行則	レまタ
	詩候						ス	ルトキエ
	也							、ハ之ヲ拒ム
NAME OF PERSONS						٦		ヲ 負担 人
					印付 受 課 安 保			コ健
7	 							9 I
								得ズッ
	-		専用		 日月年達進及印署			又
			建物、					ハ 建 物
			住宅					ノ所
			兼用			第		有名
			住宅兼用建物、長屋		印 付 受 署	<b>I</b> —		若ハト
			長屋	番地	•	號用紙)		占有者
								检检查
								<b>E</b>

島 取 縣 公 報 第千八十二號 昭和十四年十一月十七日 (第三種郵便物認可) 一一四月ノ 有無 取締規則 (坪) (坪) (坪) (坪) (坪) 総床面積 (坪) (坪) (坪) 総床面積 (坪) (坪) (坪) 総床面積		物 増築又ハ改築部分 増築又ハ ・ 殿	名稱及住所     番地 印電話()       名稱及住所     番地 印電話()       建築主ノ氏 名     番地 印電話()       建築主ノ氏 名     品 候 也	1000	建物ノ位置 機勢ノハ改築 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
件、米	積 積 平 (平 方 坪 方 米 )				新用建物 长 屋	

考 二 用 途 クハ 事 成 事業資金調整標準成ル可ク詳細ニコ 準 記 入 ス jν 業用 コ 建 物

合

成

w

可

ク

 $^{2}$ 増築叉ハ改築後 ンスル 建物又ハ 生產擴 ノ用途ガ鑛工業用 充工 楊 ŀ 建物 部 テ 指 定ヲ受ケ 三在リ 别 别 ラ 、ルモノ、住宅ニ在リテハ厚生省斡鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル 細目 別二 依 場 | 本業ノ 臨時資金 係 ル用 勞二

3 現存建物中 者用住宅ナリ 木造以外 P 否 ヤヲ 、構造ノ 備考欄二 附記 ス = ハ 其ノ總棟數及總床面積欄 = 括弧 ヲ 附 内譯ヲ ナ

4 同 一敷地 内ニ於テ本則施行 ノ日(昭和十四年十一月十三日)以後新築、 年月日、 總床面積 Æ 1 ٧, 許可年月日、 増築又ハ改築ヲ爲シ 届出 タ

付亦同ジ ハ届受理年月ルトキハ其 7月日及其ノススノ 工事着手 番號) ヲ , 備考欄ニ 一附記スル 3 許可年月日、及其ノ番號、 ø ſν Æ

號樣式 不要ノ文字ハ 抹殺 ス N 3

第 6 5

所定欄內二所定事項

全部

ヺ

記入シ

難

+

ŀ キ

ハ適宜別紙

ヲ

用

Ł

所定欄

其

旨附記

ス

w

3

新築、

增築、 改築又 用途變更ノ 場合、併用

量數及法寸類種ノ資物ルス要ニ事工 計設 種 延斯 ヲ 電 「氣ヲ供給 書計 亞鉛鐵板 耐火木材 水\* 米 ノ及 供 給 概工 w ス 松 ŀ 要事 類 n 者 者 使 氏 氏 名 名 名稱及住 名 稱及住 所 途 寸 申 法 數 請 量 (第三號用紙 寸 工 法 事 數 費 定 量

取

绑

Ŧ

號

昭和十四年十

一月十七日

(第三種郵便物認可)

Ξ

=

建築許可濟昭和 2 1 泩 昭和 第三號樣式 第五號樣式 物 其 請負人アルトキハ其ノ氏名、 工事着手及竣功ノ豫定時期 水ヲ供給スル者ノ氏名、 所定欄内ニ所定事項ヲ記入シ難キ本表ハ一棟毎ニ作成スルコト 取 式樣號二第 示スペ 物資ノ配給ヲ受ク 本證ノ有効期間ハ本證發行ノ日ョリ三ヶ月ト 資 縣 公 報 建築届調査濟(他ノ法令ニ依ル許可濟、認可濟又ハ届濟ノ場合ハ其ノ旨明カニスル 名 必 第一 月 要 使 八十二號 ル場合い ナ 2, 日第 日發 名稱及住所 稱 本證ハ許可申請書又ハ届書ノ副本ト共ニ當該物資ノ配給機關ニ呈 及住所 事 昭和十四年十一月十七日 指 途 ŀ 項 行 ハ適宜別紙ヲ用ヒ當該記入ニ其ノ旨附記 寸 定 式樣號四第 ス 鳥 書 廷等届調查濟證 鳥取縣 法 數 取 番地 電話 縣 スル 量 印 = 番

(第三種郵便物認可)

1 6 1 6

五

雄

◆鳥取縣條例第十三號 昭和七年九月鳥取縣條例第十七號縣稅鑑札手數料條學下左 寸 八 條 竣工 起工 建 建 昭和 築 築 昭和 昭和 届 許 年 譋 可 濟 建 年 查 例 月 築 濟 叉 月月 主 H 氏 H 日 通改正 名

00413

昭和八年二月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅賦課條例施行細則中左◆鳥取縣條例第十四號 第十二條中 公市附一 和十四年十 (後部泥除ノ上部、 月十七日 同部ニ附着シ能ハ 鳥取縣知事 鳥取縣知事 \* w 副 Æ ハ適當ノ 通改正ス 見 部 ヲ削ル 喬 喬

◆鳥取縣告示第七百二十六號

告

示

本條例

日ヨリ

ノファ施

行ス

雄

昭和十四年十一月十七日

鳥取縣公報

第千八十二號

t

(第三種郵便物認可)

_	• •	11.											U	0 1.			
e and a second	同	同	同	同	同	同	同	间	同	同	同	同	同	同		•	
取縣公報	×	廿一日		二十日		十九日		十八日		十六日		十五日		上 四 日			
第千八	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	闹			
第千八十二號 昭和十四年十一月十七日	所子村檢診所	幡鄉村役場前	庄內村茶畑同	天津村同	名和村檢診所	手間村役場前	逢坂村檢診所	大國村役場前	大山村豊房	法勝寺村家畜市場	大山村赤松	賀野村檢診所	大山村坊镇	東長田村役場前	•		
(第三種郵便物限可) 一	所子村	幡鄉村	庄 <b>內村</b>	天津村	名和村、御來屋町	手間村	逢坂村	大國村	大山村ノ今在家、前、豊	法勝寺村	大山村ノ内 赤松	賀野村	坊領、佐摩大山村ノ内、平、宮内、	東長田村・			)
一九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同			

													_		· 1	T %	
*	同	+ =	檢		***************************************	+	因	<b>♦</b>						-		y	本
		月	查			日迄	伯牛	鳥取		設			設			左ノ	年ノ
		+=	期		昭和	生生	<b>擅</b> 生	縣告	自昭	置	移入出庫	生產	置ス		昭和	等級	災害
		日	Ħ		十四	産シ	產檢	示第	和十	期	檢查	檢查	ル等級		十四	ヲ左	二依
	同	西伯郡	檢	,	年十一月十	タル犢ノ	查規則第	七百二十	四年十一日	間	(粳玄米	(粳玄米	敝ノ名稱		年十一月·	ノ期間設置	リ必要ヲル
<b>K</b>	大山村鈑戶	上長田村役	查	**	十七日	所有又ハダ	一條二依	十號	月十七日		バニ限ル)	(三限ル)			十七日	置ス	生ジタルヲ
	戶	役場前	場	鳥取縣		管理者ハは	ル生産検索		至		五等	l		鳥取縣台			以テ昭
			所	知事		該犢ヲ所定	査ヲ左ノア		昭和十五					知事			和八年島
£	大山村	上長田	檢	副		ノ檢査	通施行ス		年十月三					副			鳥取縣令第十八號穀物檢查規則
	カカ	村	查			所	依		+								十八八
	種原		温	見		牽付ケ檢	テ昭和		B					見			號穀物於
	飯 戶 —		域	喬		<b>惣査ヲ受</b>	十四年八							喬			饮 查 規 則
	同	4	牽	一间		スクペ	八月六		٠					नि			発し
		前	付			シ	ハ日ョ										第七條第一
	r	+	時	雄			リナー							雄			項
	•	時	間				月										一依

昭�		î	忍日 🗘		同	同	同	闹	同	同	同	同	
和十四年十一四年十一		昭和十四	可セリ野郡畜産組合農取縣告示第		十七日	十六日	十五日			. *	十三月		
年月七百一七二	•	年十一	長任期二		同	同	同	同	同	同	同	间	
月十七日日本の一番に割り動力籾摺業免許十二號		月十七日	禰了ニ付選擧ノ結果日野郡十一號	-	大高村同	宇田川村同	光德村檢診所	崎津村同	渡村同	餘子村同	大篠津村役場前	大和村同	
<b>発許證ヲ下付セリ</b>	副見		阿毘緣村木村利太郎選任セ		大高村	宇田川村	光德村	临津村、和田村	渡村、外江村	餘子村、上道村、瓊町	大篠津村、中濱村	大和村	
	喬		ラレタル		同	间	午	午	午	午	同	同	A TOTAL STATE OF THE STATE OF T
•	雄		ヲ以テ月日附				前十時	前十一時	前十時	前十時年			

	同	同	同	同	同	同	同	同	同	一昭和	同	同	同	同
di managari .	十二日		十日日		十日			九日		月十五八日		廿三日		廿二日
	同	同	同	同	同	西伯	同	米子	西伯	米子	同	同	同	同
	日吉津村檢診所	縣村役場前	五千石村同	春日村檢診所	<b>彦名村役場前</b>	郡巖村檢診所	加茂同	市福米出張所前	郡大幡村同	市家畜市場	淀江町家畜市場	成實村役場前	高麗村同	尚德村同
												:		
	日吉津村	縣村	三 五 五 村	春日村	彦名村、夜見村、富益村	巖村	同加茂同	米子市福生、福米出張	大幡村	米子市ノ内出張所ヲ除ク	淀订町	成實村	高麗村	尚德村
	同	同	同	同	同	午	午前	同	同	同	同	午	同	同
The second section of the second						前	+					前		
í	P.					九	時					九		
						時	华					時		

(第三種郵便物認可)

息取群公報

第千八十二號

昭和十四年十一月十七日

					**************************************		M							0	04	19	-	tae :																							
11	記彼保		傾 康	♦				,	住本				住	State per el a maner de		1	<b>#</b> .									昭和	鳥						•	-	7	旭♦	-	-,	S. S.	3	
	<b>一</b> 险 者		昭 海 和 法	取縣告示		,		i	所籍 共				所			}	Ŋ			ì					昭和	十四年十	収縣告示	廣	遠	米	長	谷	ılı	 	1	負収	=	=	割		
	號證被		四行年期	示第七百		•	第一	召	鳥取		方出	昭和	蚁		事項	昭和十月	鳥仅								十四年十	十一月		H	藤	原	谷川	川	根	:	和十四年	理委員	≡	Ξ	1		
	保險者		一第	; : 十			八世	印 十 四	縣八頭		願二對	四	鳥		正方	年」	Q 縣鳥Q								十一月十七	一月產婆名簿登錄	<b>小第七百二十四號</b>	友	實	力		良			十一月十	價整理委員會委員左ノ縣告示第七百二十三號	Ξ	=	· 9	ti i	
	氏名		十七日	號			£	ドナー 月	郡八上村		シ昭和	十月六日	市下横町		出願三	十月二十六日	<b>双市暇台</b>	ar.	)			•			十七日	<b>4</b> /	四 號	藏	雄	雄	茀	夫	保	•	七 日 :	ノ 號 <b>者</b>	一伯	氣高			,
	在地並名	鳥取縣	二体リ交付				號上	日日日	大字曳		十四年十	日住所,	<b>以市下横町二六番地</b>		對シ昭和	十六日住	订五一番			1				鳥取		並訂正者左		小	德	本	菊	柴	近	鳥取	1	ヲ 任 命 セ	郡上小鴨	郡神戶村		E	鳥取
	名稱メハ事	縣知事	シ			清	登 錄		田五九八二八 二八二八	山	八六日	開業地戀	地	吉	十四年十	所,開	也				i		ng.	縣知事		左ノ如シ		椋	田	H	留	Ш	藤	<b>縣知事</b>		y	村大字石	村大字中砂			縣知事
	務所所	et d	被保險者證中			水			番地合併	本	訂正	業地變更ニ依リ		田	一月六日	業地變更ニ		A	•				×	副					君千		俊	國	恒	स्रा			塚二百	見六百二			ENI.
	 交ル無 付被效	副	超時左	} -	大正	,			7 <del>)</del> r			の同年十二			訂正	依リ			)		\ 	)		田川				瀞	代	巖		造	Æ	副			八番一地	見六百五十八番	· P	F	副
	付年月の教とナリク	見	ノ ・モ ノ		八年五	民				や		月十六日		喜		同年十月								見				中	小	米	渡	米	本	見				地	_	_	見
	日證タ ル無 年效	喬	ハ 之 ヲ 無 <b>教</b>	•	月二十五	惠				急		日產婆夕		久		月二十六日					-			喬				原	椋	原	邊	原	多	喬			山	湯	H	- 1	喬
	月ナリ	问	対トス		古生							產婆名簿登錄				附								161				嘉	淸	信	太	作		ii)			根	川			1EJ
	日ター備	雄								の	***	不事項訂		15		產婆名簿登錄		<b>2</b> 4						雄				陽	吉	道		क्त	造	雄			堅	德			雄
	VHI /											Œ				錄					• .		I														=	男	2	i	

縣公報 第千八十二號 昭和十四年十一月十七日

鳥取

(第三種郵便物認可)

考

Ì												
		(十月二十六日付簽令)	敘 勳 八 等 授 瑞 寶 章	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導乘鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導衆鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長	鳥取縣公立小學校訓導兼鳥取縣公立小學校長
					從	從	從	從	從	從	從	從
	,			a.	t	七	七	七	七	七	七	七七
					位	位	位	位	位	位	位	位
	-				<u>,</u>	1.24	11/	127.	ľΛ	, Inc.	1.22	ĺΛ
ı				N.	Ħ	池	西	高	嘉	小	靑	松
I				原						倉		99
				DIC	邊	Ш	村	田	賀	ля	戶	本
1					~_			-	э.		,	- 1-
ı				喜						文		
1					重	司	邦	周		me.	武	政
				P						灰		
				美	幸	馬	次	吉	廣	郎	治	_
				. •	•			•				
I												
												-
I												

A		點昭		同	鳥	鳥	同	鳥ひ	岩
取縣		所 和 在 <b>十</b>			同	v		は	い
公立小學校	-	地字中島		四七六	五七六	五四二	一三八	七九	七〇七
道	彙	ト 鳥	Œ	西西	<u>六</u> 松		松	瀧	小
兼 馬 取	٠.٠	ア取ル縣		平	本	中	本	me	倉
森 公 会 立 小		ヲ字養玄開		君枝	貞夫	文惠	菊野	健二	秋男
· 學 校 長		支開 三改 門 二改 門 二改 記		同	同	鳥日取	. 同	鳥取力	<b>會岩</b> 吐美
從勳	報	ム定河	誤			ノ丸自動		ノ丸商品	小 岩田
位		川法				動治車町		事治 株式	村 美日
岡		施行河川天				株式會社		<b>文</b> 會社	本鑛業株式
垣		大神川支小		=======================================	— 四	=	四、四、	=	ш <u>х</u> -
在	13	入小鴨川		四	四四	m. 1 1.1110	、七、二	四	<del>'</del>
		河川		八	0	=0	二九	四四	11、1六
=		· 附屬		四	四	四	四	四	四、
		物中		四,一〇,					0
		屬物中堤防第六號起			八八八	九、三〇	四、一〇、一八	九、二	一〇、二九
		第六		<u> </u>	人		八	四	几
K A STATE OF THE S		號和	*						
			]	l			i		]

報	寺 變	事	
			彙
			幸
E U		Éha	第三
堅		學	+
忍	忠	或	號
特	報		
久	或	致	

昭和十四年十一月十七日

(第三種郵便物認可)

=

		CARTINATION		S. Carrier		<b>4</b>		3	_ _	Ē L	} }	
		人	口動	態	總	覽		昭	和十四	十四年九月分	分	
			出		生	死		Ċ	死		產	er.
	婚姻	離婚	男	女	計	男	女	計	男	女不	詳	計
鳥取市	==	=	売	四 五	品	<u>0</u> 四	nio	0 to	<b>29</b>	<u> 729</u>	1	八
米子市	岩	大	壹	九	益	三七	三七	七四	=	=		<u> </u>
岩 美 郡	<u></u>		吾	四五	1011	<u>英</u>	五.	110		땓	1_	£î.
八頭郡	六	=	七四	九三	一空	_	七九	1三五	[Ed]			.H.
氣高郡	四三	<u> </u>	七0	五七	1114	孟	<u>*</u> 0	<u></u>			1	=
東伯郡	<b></b>	八		— = 記	二六九	五五	<u> </u>		_大_	五.	1	=
西伯郡	<u>FL</u>	. <del>Ti</del> .	九七	三四		九三	豆豆	三元	六	=		九
日 野 郡	프	==		<u> </u>	10回	四 0	四	八七	hri		1	. <del>T</del> ī.
<b>1</b>	二九五.	元	五七八	弄	三三九	五 0 二	五二0	1.0	元九	110		五:
前年问月	三七四	· 录	五.	五六	1~0:10	五六	四四十	九六三	===			四九
備考 △ハ差	他市町村 引滅ヲ示	出婚	者及自事町村内に婚ノ組数ハ婚姻	の特姻ニア	タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲるア姻、離婚ノ組数ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨロ	, ,	入リタル	者及自市町	们 内 二 於	於テ婚姻	シタ	ル者ヲ、離婚
			1									

水產課)

物價等引上の

停止についる全面的

物價●地代●屋賃●連賃●

よつて た。こ た。こ て公定價格 つて三年以 ては |國家總動員法第三十三條の規定に3する違反に對しては、價格統制違 度を一層廣汎且 の懲役又は であり の官報で公布せら ますが 五千 つ適確に實施せら 7、その間に於7四日現在)で これに關す まし 金

上の参考さします。
針について要點を記してこの統制に對する協力針について要點を記してこの統制に對する取締方を發表せられたが、その内今後に關する取締方聽院を始め關係各省の係官の意見を聞いるこれ

ム統制違反の取締方針

まことに遺憾な次第であります。且つ再び犯すといつた例もあるのでありましてのがかなりあつて、中には一度處分を受けて尙のを行はれてゐる經濟統制法令に違反するも

國民 その 的の 原因が 何處に から での 3 と考 へる は る ح いか で あ氣つに

方針 か 今後の處 b で 大 で 3 IJ のであ ? 為で犯 τ τ **か**る この ず 。 あ 玉で點 る對

め努の後銃は防豫核結

<del></del>
有

結核豫防

塩札の改正に

頂

た 負

就て

實て

米第二回豫想收穫高…金集中の必要さ本縣の

さ 上

**縣勤勞報國** 半期の實績

良

市町

村表彰

一寺兵

事育

(社寺

兵

事

*I*i. *I*i.

か定められてあります。 について餘程再檢討を要外は千圓以下の罰金と云った 司法當局としては今後の窓役又は五千圓以下の罰金、 する處分の方針が稍々寬總動員法第三十三條の規定に 次には今まで司法當局遅反に對しては、價格統制違 ります。 おかを少薄いのであるま日の官報で公布せられまし 持が多少薄いのであるま

昭和十四年十一月十七日 (第三種郵便物認可)

取

(第三種郵便物認可

四年十一月十七日

ありま 0) 心算 b 威力 で 1 を持 居 るの 大 12 T であ 休に ねば 9 13 ては緩急よろ らぬと考 0) 防鎮 壓 へて 10 しきを得 ある次第 對 ては で 12

へて違っ 場合には、 處な そ は充分力を盡 n 反して、 で く斷乎とし **全**く 今 しかもそ の法令 す 非國民的行爲 、と共に、 τ 糾 Ò 彈 趣旨 n そ が悪質であ さして n 0) に周 3 b 知 何 拘 ら假 3 τ ら底 やうな ずに 居 借 尙 3 つ す

「消費節約をせよ」と ふことを研究してゐる なら 面この てざの位の節約 ことをこの際國民一般に な つ つて、 ど考 低物 を云 へまし 價 政の 云 r 民 策 な 併し しなけ 一般が ふだけではそれ て のであり と餘 仐 行力 ればならな 中 b つと徹 Ť, を\* う 央物 ŧ 價 す。 しい は 委員 底 費 £ では、節約 物 お 單 資 か 會 で前 12 حح ī 2

> 云う τ を國民一般に で わけ つて、 行 蓄 こくまで **p**. 物資はこの 5 好 で節約 ます 5 成 くど考 つ を收 ^ てゐる なれ 底 位 めてゐる 3 節約 ら消 百 ばならん せ ので τ, せよ のであ あり ふ目標 で のだ」と その b 所 つい ŧ らうと思 を示し す。 理由 ても あ は る は為 いかれにも うの ふこと τ か う云 Þ 0 n bi

す あり 上に萎縮する r 節約 まし かっ 0 る 2 て、 b 仐 勿論必 τ 回 物資の やうなこと の 價格停 必 要で 不足等に な生産増  $\mathcal{E}$ ある 止 p; 12 考 で か あ ょ ^ τ 對し つて つてはなら b 極的 國民 3 す。 τ b 0 で 消 から 0 1-生產 必 τ 極 B 12 物資料 ので 的 坤 15

Ö ል 上 この か Ġ の價 常 1 出 來な 大 格 引 ŧ Ŀ 15 停止 契機 で ح は な 我 る か T 問 或 題 0 ~C D があ制

して R 精神的 心を以 0 は 0) 15 Ġ 方策 達せ n は Å 方 b τ ح 面 ے 0) RU ٤ n から な す 主 は つけ 7 ۲, あ 思 n 力 加 る 1 ふ す τ 0) る  $\sim$ であ 5 であ <u>ر</u> ک そ Ţ., Ò T b ます ますの ます。 行 は τ 0 V 要す 結局 本 15 に何 當

礎となっ 國家總力戰 民が充分に 皇軍 な の るに Į, 經濟 わ ح 0) Ľ 兵 る 反す 今日 統制 0) n を遵守 價 のであ 格 る 8 於 等 强 す 7 し 0 力 大なる義 るやう 引 6 τ H 國賊 行く ます。 上 本 一建設 禁止 な不都 る τ 3 بح 一云つても 務 威 b 12 0 民 即 基 で ふこと 合 から 亞 Ď 12 なこと 自己 於て吾 Ø 建 る 設 Ĭ は ج T 0) 0 Ų, F

> 員ら 進ん の必 極 Ø ŧ と思 的 或 要なる にこの 民が でそ š Ø であ 國策 所 な 以 E 諒 が b ある ます。 力する 必 ح て、 要が 合を働 حح そ 思ひます。 こに やら ほ であ 國民精 でなけ なる たうに國民 は吾 b 位 る ŧ にま す。 神線は かず 動な か 民 で

國民 マネ 國民 なことだけで 動 Ø の運動 は甚だ 員 ント 精神總動 さは、 を止 殘念 で あ ある めろ 員 と云ひ る さか 日 か ح 本 3 の で کم To やうに履違 ますとすぐに、 頭を丸めろと云ふやますとすぐに、やれパ のであ 建設する あ b まし h ます 物心 て へてゐる人 œ 國民 -如 の精

す 今日 Ť 場合 ふ Ġ 大事 なも から 5 な價 云 或 民の N 格 換 R ば ح R い が協 力 S 國 H 题本力 策

Ξ

令

Ē

奉

體

核

豫

防

動



定し、 の臨時措置法) と認むるときは 使用を制限す 十二號第二條、 國民經濟の運行 輸出义は輸 よりまして の制限又は禁止 の定むる所によ の規 る為、 定 より (支那 の要綱を記 を爲すこと b 二月八日 物品 す を指 あ 第九 Ź Ø h

して國内に於て生產し ゴラ兎及レツキス兎」 tz



## 見毛皮の使用制

(三) 2. 1.

を使用し 兎毛皮は ることを得ざることゝな 左に掲ぐる用途以外の原 ことを得ざることゝ かわて B るでさ

の許可を受け مح す

方長官の許可を受

- 方長官に提出すること 兎毛皮の る事項を記載 した る許 미 つ 門申請書をはた
- حح する用途
- 使用す 3 0) 使用場所及使用時期 して使用中の兎毛皮に 省令實施の際即ち Ø を業とする者は、 庫數量 原料 ない 一(現に軍の 省令實施 T ・兎毛皮を T 0 中の際 τ カ

一月

ることなりましたので、 實踐を促 令して輿論の を期して結核豫防國民運動 精神總動員運動の T 以て 御懿旨 以て興亞大業成就の 喚起に努める 一環として去る十 の協力を得て之が强 本縣でも亦本運動の趣 と共に を開始 τ まし す と 生活の 全國日 日

の實施要項は次の 通りであります。

和 + 四年

十

一月十四日

より

十九日まで

協力團 豫防會 催

蔓延日に甚しく旣往の狀態に照して

すの殊に國民的疾患とも謂ふべき結核の防遏は、

へない重大事

で

りま

等其の影響す

る處が甚だ大きく

延ては國力の

伸暢をさまたげる

帝國の前

勢ひ其

の体位の低

下を來す

者が多數にあること

國民

各

各官公署、

其他關係各種團体公署、財團法人結核 縣 無

實施要項

令旨御趣旨の徹底

Ξ

昭和十四年十一月十七

取縣

四月二十八日內閣總

理

を召させ

sn

ţ

立大臣

れましては去る

皇后陛下

結核豫防生活の實踐 豫防に關する啓蒙

健康診斷の勵行

環境の改善 規則正しき生活の勵行

療養生活の改善適正なる心身の鍛錬

祭養の改善

實狀に應じて適切な方途を講ずる する筈であるが、夫々地方の環境本運動は其の大綱を前掲要項に基 %其の他の

結核豫防の啓蒙 日(十一月十四日

演 會會 Ø

開開開

日(十一月十五日)印刷物の配

市に於ける結核豫防運動 健康診斷の厲行

日(十一月十六日)

1. 住 宅 の 改 善農山漁村に於ける結核豫防運動

に於ける結核豫防運動

日(十一月十八日)

榮養食調理講習會推

|理講習會推奨 魚鳥類の内臓

煮干、

戰時食糧充質運動の强調 **榮養に關する知識の普及** 

胚芽米、

代用食品、

寄宿含其の

掃策

養斷

7. 6.

早期健康診

兒童生徒の 健 康 診

育斷

日(十一月十九日)

學校生徒、兒童の心身鍛錬

虚弱兒童。生徒の養護設設

校舍並に寄宿舍内の淸掃及改善結 核 豫 防 教 育

に於ける結核豫防運動

日光消毒の簡易体操の

療養行行行

が 國

0

の死亡者を出してゐる。 ると推定され、最近に於ては一ケ年に十五萬人我が國には現在百五十萬人の肺結核患者があ 結

から人類を惱して ゐ た病氣であ

昭和十四年十一月十七日

(第三種郵便物認可)

くは全治せしめることが實證せられるに至つた気も、早期に發見して早期に治療すればその多葉がの方策の通則によるべきことが明かになつであることがわかつて、その撲滅の途も傳染病は結核菌の發見によつてこの病氣が全然傳染病は 進步によ 氣も て來たのである。 であることがわ べての文明國がこの病 れ、途に 八又は遺傳 で 限 0 從つてこれ 核 あ 5 30 の社會 30 τ 一八八二年 病 わ 的蔓延が と稱 3 を防除する爲の方法も種々講也 せら 會生活 で はげ れてゐ の為に侵害を蒙 (明治十五年 つ が複雑に その家族 たのも全くこ なり、 古來結核を家 なるに に至つて 世界の 叉は るに至 單純 2 n から

頃は日英米獨佛伊共に大体人口一萬に對して約につれて漸次患者の數を減じ、明治三十八年のその結果西洋諸國では豫防及治療施設の完備

を最低に 二〇名 元に 性感 二に のま の爲遺憾に堪 たら尊い資源を失ひ るのである。 ばならぬ 0 か 年々莫大なる人的資源の消耗を 來 て益々多數 の高 へつて矢張 大流行の年に 下してゐる 獨英伊 τ 滿洲及北 現下 へな 死亡率を示して、 T のに我 b 0) 0 b は二五 處である。 つ **狀勢に於** 二〇前後の結核 一〇以下 八和民族 うあることは、 支を初め東亞秩序の建設 が日 を示 餘になつたが て、 の發展を期待 本 であり 大正 つ のみは殆ざ T τ 七年 死亡率を示 め如 佛國 - 其の後 τ もと B 0)

のは 近に至るまで甚だ不振 であると共に、 このやう 國民の結核豫防 ・不備で あると云 一面我が か が舊態 であつて、 對す 國の結核豫防 依 3 正し たる狀況 豫防施設 き認識 專業 がに が最足る 0) 8

が國の結核豫防事業に政府が關與したのは

逐次設置。昭和十二 叉結 百三床、 療養所數の甚しい の病床を合はせると約三萬の結核病床 護院によつて新設さ ることに 一ヶ年約十五萬の 防施設を有 ある)これ等を合して 和十二年以來は保健所法による公立 では二府 核豫防相談所も 建設中 z n なる。 ケ 1 る法律 十縣二十 に國立 の公立 してゐる (本縣では 多數に上 不足を感ぜざるを得な か し我 一及び養 六千四百五 昭和七年以 たもの及び民間 また今 が國現在 事變に關係 一る實狀 一年度か 三百 二の公立 來設置せら を考 の結 七さなつて <u>ー</u>ケ ロケ所の結核 て傷兵保 保健所も 所五千九 らは が存在す 0 核 療養所 赤養所 る 死 大都 亡者 るこ i 3

> の参考の為に我國民死亡原因の狀況を左に記め参考の為に我國民死亡原因の狀況を左に記き必要に迫られてゐるのである。 を必要に迫られてゐるのである。 を必要に止べて三四十年も立ち遅れてゐる實情主要國に比べて三四十年も立ち遅れてゐる實情

○國民死因の順位(昭和十一年)

			*					and the second s
癌其の他の	腎	先天性弱質	老	肺	腦出血腦栓塞及腦	下痢	結	
0		性品			Í	膓		死
他の		<b>豹</b> 質			脸栓	炎		
惡	臓	$\subseteq$			塞及	及		
質		歳				膓		
腫		未滿)			血	潰		因
瘍	炎	(MA)	辞	炎	栓	瘍	核	
4.0	八二	九七七	Ξ,	二六、0	一六、九	14.0	107-1	萬人 に口 付一
<b>Z</b> U	五	空	九	=				質
四九、二一二	<b>垂、</b> 岩二	大七、九六	九、土	11:17:10回	二八、三	三,1	四五,1六0	數

三七

(第三種郵便物認可)

公

第千八

昭和十四年十一月十七日

干

八

+

二號

昭和十四年十一月十七日

肋 心慢 氣 臓性 腸チ 膿百 脚 胃 自 赤 (産に) 崩 フス及パラチ の診斷及不詳 辨心 行 炎(結核性を除 はるものを除り症 及 敗 血 及 の**内** の 指膓の 障 この原因 二、六 = 三 五. 五. =三  $\equiv$  $\equiv$ 三七、八六四

> 結 興 核 亞 豫 0 防 礎 は

肝 動 痳 黴 脫 冠狀動脈の 膓 及 疾患及狹心症 テ 閉 化 疹 蹇 毒 O 八 0,4 4,0 , , 八九 五、二五 五、二六四 四、八八七 五、一品 五、五

二三、九四九 天**、**1三0 二九、九七四 三天、九0五 一一、九七七 五四三 |大七|| 八〇景 七、一 門 九、七五一 11、022 八、空0 九、四三三 さ、三六

Z

য 庭

核

豫

防

E

かに

つ

て近

月に 萬人も居ると見ら なたの御家庭の方 民の五十人 いふことに 核の患 もなります。 一人は結核 患者の在 地だけ れます は皆健康であ 實際に で百五 る家庭と あ 或 22

> 等あらゆる機關 の為には書物、 裁縫の知識に劣ら

を通じて結核豫

防に

寸

ラ る知識

新聞、

ラヂオ

會

ず

必要のことであります。そばなりません。之は料理や

努め

てでさ

ばなりません。 病魔の手か差し伸っ ても、 てゐる方が居 なり 5 っませう。 知合なり Ġ て居る 即ち のざこかに ŧ 0 結核を煩 と見 絶え 今 ず が結核皆

を家の

中に導き入

ませう。

叉新

双服寢具の類 にる太陽の光 中は勿論校 室 の 発を室

放

つて燦々

b

H

も窓や欄間

を開

けて休みませう。

て下さ

通はせることも

大切ですから日

結核豫

防

上の

-つ

0)

E 入

H

中特に天氣

日光の入る家に病気

は

らな すっ

60

3 0

日光消

=の涵養に

住居の採光換氣、

凝具

家庭の幸福を失はない爲に結核病魔の侵人を防健康が無くては家庭の幸福は成立ちません。 民の 為に づ

はせう。と結核を撲滅する

は度

身の疲勞を亢 は 主 め T 結核 協 力の

發

知識の涵養に努め 者である主婦は、

干

+ =

(第三種郵便物認可)

剛行に努め子供達を率 事に勵み、夜は共に團欒し、 この様な家庭に に體操をし、 達を率る ませう。 一緒に食事をし、日中は銘々 τ は 一家擧つて早起早寢規則生活の 病魔のつけ入る隙 一家揃 つ 共に早く床に就く て早 起き はありませ の仕

五 養價の高いものを選ぶ樣に工夫をして下さい 副食物は野菜、 さい。主食は胚芽殘存 しも高價なものを必要としません。 家族の者が築養不足に陷ら四) 榮 養 の 改 善 にも偏らない様に致 時々健康診斷を受けること 七分搗米又は麥飯とし、 果物等色々 しませう。 の様に注 之等は 廉價でも榮 と取混ぜて 意して 必ず

康度を知 ないと思 健 身體に異狀を感じた場合は勿論のこと、 かり發病 を受け り發病を未然に防ぎませう。殊に家庭つても時々健康診斷を受けて自身の健狀を感じた場合は勿論のこと、何事も る必要があります。 ある様な場合は家族揃つて時々 ば之を充分に 利用 て下に保健 事

さい

温い 寢具食器等もよく 室は別室にする ることが出來 い場合には病氣が家族 心を以てよく か 間 看病してあげて下さ 消毒致しませう。 毒致しませう<sup>。</sup>又患者には性切りをするかし、咯痰や族の者に感染らない様に病想的ですが、それが出來な r,

さい らせないこと、 めに二から五までの注意を特によく へ連れ出さぬことが 子供 、を結核に感染させないために病人 小見の威染や發病を防ぐこと 結核患者の居さうな人混 大切です。 發病さ 守らせ せ ないた みの中 八に近寄 て下

微熱 食慾減退。 微熱のあることがある 初期の症狀とは言は 小學兒童や中女學生等では健康な者でも一、結 核 の 初 期 症 狀 體重減少 れない。 身體が疲れても、 から、 微熱は必ずしも 運動し

τ 食事 が旨く

が子 減る様なのは心配です。 で は體重 の 增 Ū 方が少 大人では 日方

倦怠感 叉疲れ易い。 殊に午後から夕方に かけて身體がだる

だけほん 盗汗、 のりと紅いことがある。 貧血 顔色が惡 6.0 但 類の邊

咳嗽と咯痰 狀か續く。 には風邪を引き易く、 屢々風邪を引き易い。 叉風邪を引 知いた様な症 結核の初期

胸痛 呼吸困難 心悸亢 進

**5**0 いわけではない 咯血 咯血 皿したからと云の皿 初期に咯血な つて必ずしも病氣が重

而も殆ど何等の症狀も無 これ等の症狀が全部具る と云 いことさ ふわ V いではな あ 30 い

れば必ず治るものでありますから悲觀 結核は初期の中に正し 結核と診斷され 療養の途に 就く た人々 い醫療の方法 なさ はせずに

斷 して貰ふ必要

鳥

取

第

干

八

-1-

二號

昭

和十四年十

一月十七日

(第三種郵便物認可)

11:

12

つき注

意し

τ

さかる

三、結核には今のところ特別によく效 かあり 窓は 告につられたりしては です。 を色々取混せて食べること、 だ方がよろしい。 受けなさ 薬も注射薬も發見されて**ゐま**せんo ある病醫院を訪れるのがよいでせう。 (ハ) 榮養です。 つて異る 結核に大切な療養方法は(イ)安靜(ロ)大 明け放しになさい。 ます。 てよい からそれん 、。屢々 結核の精密な診斷に 液(赤沈)及び咯痰の檢查が必 のです。 安静の程度は病氣の程度によ 健康机談所、 穀類 大氣を取入 / 醫師に 圍 **於野菜、** なりません。 夜も へ傳染の虞 獸魚肉、 れる為 之等は高質な 開けたま、休 相談して指圖 保健所又は は め居室 色々ので かが V ٧., 信 ŀ 0 を 用要

(第三種郵便物認可)

結核豫防思想

八十二號

つて令旨奉體結核豫防國民運動活動寫眞講演會結核豫防思想普及のため本縣では左の日割に依 上映々畵は を開催することゝなつた。

疫結青 防街春

れることになつてわらの其の他實寫十二卷で、計 ることになつてゐる。 月十四日 十八日 十七日 十六日 十五日 十九日 講師は衛生課か

同 西伯郡 大日

奈 吉 高

津 町町村村村町市 普及映画講演會

二十六日 一十五.日 一十四日

一十七日

十二月

る派遣

3

Ŧî.

H 同

鳥取市

同同氣 岩 同 同 美 郡

日日日

八同同同節

二十九日 二十八日

三十日

岩 美 郡 氣高 同同

一十三日 十二日

用津大成字正青

夜畫 夜畫 間間 間間 大 明 豊 大 安 池 ケ 是範風松 谷良橋 治實岩部田 茅 瀨 糸校 校校 村 村 村 村 村 町 村 村 村 村 町 町

日野郡 東伯郡 黑神

二十

碕 坂 ]1[

X

X

自 嵮 車 鑑 札

鳥取縣訓令第十八號を以て、 十七日より施行せられることになりました。 乙號を除く) 續別記鑑札樣式中自轉車 改正せられ、 十四年十一 (荷積用鑑札

札の卷換を受けねばより十日迄の間に所轄市役所又は町上り、日本書は十一月十 依る自轉車鑑礼は昭和十四年十二月十 なりますから、 間違なく 村役場で該鑑 七日から十二 の規定に うて限 て下さい

氏名 がないときは 長さ並に幅各十五粍以上の文字で、黑地に名 ( 何 郡 何 町 氏 名 ) を、一ないときは車体の見やすい箇所に自己の佐の自轉車の所有者は自轉車の後部泥除、泥 明記せ 十二月 十二月十五日頃迄に完了せねばねばならぬことになつてゐます 五日頃迄に完了せ 黒地に白 三の 一住泥

> 化 す ろ ŋ

ょ

H

1

げ

所

ならぬものであつて、

することが困難な者に對しては、 有者自身でこの標示

の他適當の者をして料金を一定して標示に當ら 警察の方で世話をする筈で 自轉車業者其

せるやう、

體

鍛

^

7

せ

或

肥

# 實

ブロ ر. د 外の不足の所は金を現送しなけ は輸出の増加 國資金の輸入の不可能なる我國の現在に在 爲である。 ことは出 きに於て最も緊要とする軍需資財の輸入は、 ツク以外から輸入するときは、言ひ換へれば何程必要なる軍害 れば何程必要なる軍需品 と金の現送以外に決濟の方法はな 集中の必要は 濟力 n ば物資を得 輸出代 と雖も圓 得る以 りて る る如

は客易でな 向 は捷徑で いに から、 ある 各國の現狀 金の 產出 增 15 加於

> 其の活 命じ得 ことの今より急なるはない **ර** を死藏するか活かすかは戰時 府へ提供せねばなら 愛國心の發露に依る 行 金集中に主力 其の他政府 金製品 争に か る制度を設け ことの時機 彈薬を給す を死職す を注 ね時機が來たのである<sup>°</sup> るこさなく たのである。 一大奉公運動に依 即ち金 る者に賣 <u>:</u> ح か のである。 なな か 、と同じ: 10 水たのである。金
> ・所有の全部を政 の我經濟界に つて居るので 又他面國民 す 結果であ 又は べきことを b 政府 H す 本 於 あ Ø  $\sim$

別月に下 τ 鳥取縣に於ては 旬から 中旬迄の間に於て縣下以上の政府の方針に基 を設け 民間所有金を殘を賣却日を定め下各郡市を更に各町

は概して良好で、郡部市及び多里村外二十二 ある。 参して 最高 3 状態で **る**○ 0) )賣却に 賣却に應ずる人のある現狀で都部に於ては其の當日金を持 二ヶ町村に 日 して・ 實施濟 ある現狀 其の成 績 取

又殆ざ分拆と の鑑定に依る 方法は分拆と鑑定とがあるが、 るのである。 は遺憾とす りる所である。 こ方法) に依く いため良方法で認める依る方法が送金も早れ 丽 るが、鑑定(日本銀行mして政府への金賣却の爲不成績に終つたの

T

疑念を抱くことがないこ

مح

しを特

ものを送付することなく、

從

が賣却代金に付近つて賣却代金

見込外れがなく

賣却者が

金に非ざるもの

•

鍍金等で金分の

少量なる

ので

簡單なる鑑定の上賣却手續を行

より遅ことな

と思はれ

ある

で

H

τ

府

今代

は金

に有利であるが 又今回の共同賣却は賣却する人にとつて非常 その理由としては

要しな で本人が賣却の爲銀行まで行く銀行が町村の便利なる場所に いこと 出張 費用 する ح 暇 Ø

|の數量になるのを俟つことなく、金賣却政府よりの賣却代金の送金が早いのは相 な行 

對にないこと 其の儘見込んで に於て相は一時計側 鑑定に應ずるこ 時計商が出張して挾雜物の取 な扱はれ 銀行に送られ か否 談に應じ 造幣局 か不明 一の含有量に廻され حح 金製品 b 0 n 7 替を其の場 るあること り外

分拆に 品で鑑定に 依 る 不

方

簡單な 8

取

昭和十四年十一月十七日

12

・も撰擇 人 金分に依つて換算するを換算値は格は一匁十四圓四十三錢七厘五 ること等が學げられる。 により分拆でも鑑定でも何

毛で 二四 の通 3 ので 一四圓四三七 である。 三鳳二

八 0 二〇金 四金 一二圓〇二〇 八圓四一四 九金 五圓 0

出 張に依る金賣却强調週間及金賣却デ 六金 三圓六〇

郡郡郡市 十一月二十日同 十月二十三日より一週間 强 調

同

日西東米氣八岩鳥 野伯伯子高頭 十二月十八日同十一月 六 日同 一月二十七日 十一日同

多き爲其 の强調

十三日

0 週間とは別に强調週間を設け實施計畫中の 日よ

\*

頭吉 日野 金賣却デー 一日より 日割 (十二日を除く)

の通りであ 十三日 3 週 る 週間 行出張に依る金賣却日は日野郡の金賣却强調

十四日(火) 十三日(月) 二部 大宮、 阿毘綠、日野上 江尾 H

十六日 十五日(水) (木) 山上 福榮、 米澤 根雨、

十七日(金) 黑坂、

H 日光、 溝口、 石見、

想 收 獲 高

本縣に於ける昭和 十四年十月末現在の永第二

で 石に較べると、 までの 五.ケ 年平均實收穫六十七萬九百七十二 五萬一千五百八十二石の減少と

百二十石)一分二厘の減少を示すに至つた。 穫高六十二萬七千十石に較べると、 回豫想收穫高は六十一萬九千三百九 六十二萬七千十石に較べると、更に七千六之を九月二十日現在に於ける第一回豫想收 石

なる譯である。

ぼせるものが多 る被害は登熟期 本年は未曾有の長期旱魃のため旱害地帯に於け 病虫害等輕微に 蓋し第一回豫想後に於ける天候は概ね順調で 止り、 つたので、斯の如き豫想収穫 進むに従つて漸次惡影響を**及** 登熟も良好であつたが

同同同昭

十一年

十年

五七九、

三五五五

の通 高を示すに りであるが 近五ケ 至っ 年間に於ける實收高 である。 昭 和九 之を同年よ 年の 大凶作五 十左

昭和

十四年

第收第二

一回 種回 下 同 高 想

010

六一九、 六二七、

三九

Õ

同昭

十和

三九年年

五ケ年平均

六七〇、

九七二

十三年

六九六、 七二一、 六二、

七三六、

00八 四五四 九八〇

收

7 月

年 日  $\triangle$ 印

比實 減 シ高 實前 收五高ケ 二年 は 比平 減 シ均

t

(第三種郵便物認可)

取

第

干

八

4.

號

昭

和十四年十一月十七日

豫

收

ニ第

比豫 增 12

τ

分

つ

00444 氣 八 岩 米 取 高 頭 美 子 公 郡市市 郡 郡 七七、 九六、 五九、 二六〇 五四〇 九三〇 <u>T</u> 三 九 〇石  $\triangle$   $\triangle$   $\triangle$  $\triangle$ Ŧį, 七 Ŧī. 0,00 九三〇 七五. 九〇 八 () $\bigcirc$  $\Delta$ 四八〇 九二七 八五 三四六 九 八石  $\triangle$  $\triangle$ Δ 五

東

伯

伯

五五.

六二〇

 $\triangle$  $\triangle$ 

七三〇

△四六、

五六八

六〇六

74

五

五八六

五八〇

Δ

七五二

六四六

〇九七

五九八

五 〇 一

〇九〇

 $\mathcal{H}$ 

八二石



### 百億貯蓄 上半期の

於け に上つ 以あ てる昭億 る貯蓄増加の成績は 昭億和貯 元居 0) 上 平期 b ますの 年目 を終了 度標 のの 國下民に 貯 ķ 74 120 八億三千 この上半期に悶を去る九月を 七百萬圓

分同 一期 厘の の増 增加 加になり、又昨日は目額三十六億五百萬圓に

### 績

遺憾なが 本 標年 額 に對 殊に へる す は目 る割 のであり 昨年に比べると絶對額 から らその年ばに 標額百 合から見ても、 ますが この趨勢では年度 九 で 0) での つ 百億 たか 期間 のに對して、 四 0) つ目 に於ては二十三 的良好な成績 ら見ても又目 八分三厘に (までの) 12 對 で 第二四 あし 季節 百 加 T 15  $\sim$ خ 標 まは る 滑に

られます 關係もありまうが貯蓄の增勢が鈍つたとも考億二千八百萬圓の增加に止まつたことは、季 貯蓄の達成は必 二十五億九百萬圓 ます。 の七月 ず 樂觀 を許 Z な末までに あ億

本縣に於け 金、 Ō ) 貯蓄增 T る 銀行 加 預 金 額 0) 狀況 信 で は壹千百 用 組合預 比 ち上 |八拾萬五 |八拾萬五 | 小粉 | 一期に於け て騒調 FO

> 豫定額 て樂觀を許さ どる 實狀 ます。 增 加 決額の

力擴充に要する資金を供給 に依つて益々その急速實 國內物資 る見 今後發 消化 L 行 Ø て行 を豫 不足に善處するた 定さ ても にも てゐ 施を迫 する ます また國際 全 巨額 購買· めにも、 ñ 國民一致貯蓄 てき 情勢の變轉 0) (力を抑制 ŤZ さら 生產 を圓



興亞青年鳥取縣勤勞報國

Ŧ 昭和十四年十一月十七日

取

公

報

(第三種郵便物認可)